

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 計算書類及びその附属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成している

2. 消費税等の会計処理は、税込方式によっている

3. 理事及び監事に対する報酬の支払いは無い

4. 無形固定資産は、3年間で均等償却している